

平成 26 年 12 月 8 日

各 位

会 社 名 株式会社 ユビキタス
代 表 者 名 代表取締役社長 佐野 勝大
(コード 3858、東証 JASDAQ)

問合せ先
役職・氏名 執行役員管理本部長 森 正章
電 話 03-5908-3451

行使価額修正条項付き第 11 回新株予約権（第三者割当て）の発行及び コミットメント条項付き第三者割当て契約に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 12 月 8 日付の取締役会において、第 11 回新株予約権（第三者割当て）（以下「本新株予約権」といいます。）を発行すること、及び金融商品取引法による届出の効力発生後に、下記の内容を含むコミットメント条項付き第三者割当て契約を締結することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 募集の概要

(1) 割 当 日	平成 26 年 12 月 25 日
(2) 発行新株予約権数	15,000 個
(3) 発行 価 額	新株予約権 1 個当たり 830 円（総額 12,450,000 円）
(4) 当該発行による 潜在株式数	潜在株式数：1,500,000 株 上限行使価額はありませぬ。 下限行使価額は 851 円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は、1,500,000 株です。
(5) 資金調達額（新株 予約権の行使に際し て出資される財産の 価額）	1,820,950,000 円（差引手取概算額）
(6) 行 使 価 額 及 び 行使価額の修正条件	当初行使価額 1,215 円 行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の 当社普通株式の終値の 90%に相当する金額に修正されますが、その 価額が下限行使価額を下回る場合には、下限行使価額を修正後の行使 価額とします。
(7) 募集又は割当方法	第三者割当ての方法による
(8) 割 当 予 定 先	メリルリンチ日本証券株式会社
(9) そ の 他	当社は、メリルリンチ日本証券株式会社との間で、金融商品取引法に 基づく届出の効力発生後に、コミットメント条項付き第三者割当て契 約を締結する予定です。当該第三者割当て契約において、本新株予約 権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められてい ます。

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額ですべての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

2. 募集の目的及び理由

当社は、下記「資金調達目的」に記載の資金調達を行うために、様々な資金調達方法を検討いたしました。下記3（2）「他の資金調達方法との比較」に記載のとおり、公募増資やMSCB等の各種資金調達方法には各々メリット及びデメリットがある中で、メリルリンチ日本証券株式会社（以下「メリルリンチ日本証券」といいます。）より提案を受けた下記3（1）「資金調達方法の概要」に記載のスキーム（以下「本スキーム」といいます。）は、下記3（2）「本スキームの特徴」に記載のメリットがあることから、下記3（2）「本スキームのデメリット」に記載のデメリットに鑑みても、本スキームによる資金調達方法が当社のファイナンスニーズに最も合致していると判断いたしました。そのため、本新株予約権（行使価額修正条項付新株予約権）の発行により資金調達を行おうとするものであります。

【資金調達の目的】

当社は、ネットワーク、データベース及びOSの高速起動に関する組込みソフトウェア開発に関する事業（組込みソフトウェア事業）、並びにInternet of Things(IoT、モノのインターネット)を実現するクラウドプラットフォームサービス及びこれに関連する事業（サービス事業）を行っており、販売注力セグメントを、組込みソフトウェア事業は「車載情報機器分野」と「スマートホーム/スマートエネルギー分野を主としたIoT関連分野」の2分野に、サービス事業は主に「スマートホーム/スマートエネルギー分野を主としたIoT関連分野」、として活動しております。

まず、「車載情報機器分野」においては、現在、先進運転支援システム(ADAS)、自動運転システム、車載インフォテイメント(IVI)といった技術革新が進行中であり、これに伴い車載情報機器向けソフトウェアの次世代技術、新技術が必要となっております。これに対し、当社は、組込みソフトウェア事業において車載情報機器のOSの高速起動技術等で「車載情報機器分野」への展開を進めておりますが、「車載情報機器分野」は、顧客メーカーの開発サイクルが3、4年と比較的長いいため、ソフトウェア開発にあたっては、ある程度の資金的余裕をもった研究開発投資が必要となります。また、次世代技術、新技術を用いた車載情報機器向けソフトウェア開発にあたっては、当社にない専門的技術を有するソフトウェアエンジニアの拡充が必要であり、また、開発テーマによっては開発規模が大きいものが発生することも想定されるため、必要に応じ開発規模・開発力の強化を機動的に実現するためには、M&A及び戦略的な資本提携によることが重要と考えております。

次に、スマートホーム/スマートエネルギー分野においては、昨今の電力自由化の流れもあり、急速に拡大している新しい市場であり、市場動向に応じて、たとえば、ホーム・エネルギー・マネージメント・システム(HEMS)関連やスマートメーター関連で、現在当社の製品群にないソフトウェア製品やハードウェア製品等の商材及びこれに関わる人材の確保をタイムリーに進めていく必要があります。また、平成26年2月に事業化を開始したIoTを実現するためのクラウドプラットフォームサービス「dalchymia」は、エネルギー、ヘルスケア、小売・流通、設備・機器監視等多様な分野に展開する可能性を持っていますが、短期的には主としてスマートホーム/スマートエネルギー分野向けのビジネス展開に取り組むことを予定しており、事業化拡大のための開発体制、運営体制の強化が必須であります。市場の拡大に伴う参入企業の増加により困難化する、これらの商材及び人材の確保並びに事業化拡大のための開発体制、運営体制の強化を、機動的に実現し、早期に収益貢献につなげるためには、M&A及び戦略的な資本提携を行うことが重要と考えております。

今回の資金調達の目的は、上記の状況のもと、主として、「車載情報機器分野」及び「スマートホーム/スマートエネルギー分野を主としたIoT関連分野」における事業拡大のため、M&A及び戦略的な資本提携並びに研究開発の拡充等といった当社の投資資金需要に戦略的に充当することにあります。本新株予約権の発行は、このような当社の資金ニーズに応じた機動的な調達を可能とするものであります。

3. 資金調達方法の概要及び選択理由

(1) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社がメリルリンチ日本証券に対し、行使可能期間を約2年間とする行使価額修正条項付き新株予約権（行使価額修正条項の内容は、別添の発行要項第10項に記載されています。）を第三者割当ての方法によって割当て、メリルリンチ日本証券による新株予約権の行使に伴って当社

の資本が増加する仕組みとなっています。

当社はメリルリンチ日本証券との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、下記の内容を含むコミットメント条項付き第三者割当て契約を締結いたします。

【本新株予約権の行使の指定】

コミットメント条項付き第三者割当て契約は、あらかじめ一定数の行使価額修正条項付き新株予約権（行使価額修正条項の内容は、別添の発行要項第 10 項に記載されています。）をメリルリンチ日本証券に付与したうえで、今後資金需要が発生した際に、当社が、一定の条件に従って本新株予約権を行使すべき旨及び行使すべき本新株予約権の数を指定（以下「行使指定」といいます。）できる仕組みとなっており、メリルリンチ日本証券は、かかる指定を受けた場合、一定の条件及び制限のもとで、指定された数の本新株予約権を 20 取引日の期間中に行使することをコミットします。当社は、この仕組みを活用することにより、資金需要に応じた機動的な資金調達を行うことができます。

但し、当社が一度に指定できる本新株予約権の数には一定の限度があり、本新株予約権の行使により交付されることとなる当社普通株式の数が、指定の前日までの 1 ヶ月間又は 3 ヶ月間における当社普通株式の 1 日当たり平均出来高数のいずれか少ない方の 3 日分を超えないように指定する必要があります。複数回の指定を行う場合には 20 取引日以上の間隔を空けなければならないが、また、当社普通株式の終値が本新株予約権の下限行使価額の 120% に相当する金額を下回る場合、未公表のインサイダー情報等がある場合、当社の財政状態又は業績に重大な悪影響をもたらす事態が発生した場合など一定の場合には当社はかかる指定を行うことはできません。なお、当社は、上記の指定を行った場合、その都度プレスリリースを行います。

【本新株予約権の行使の停止】

当社は、その裁量により、本新株予約権の全部又は一部につき、行使することができない期間を指定（以下「停止指定」といいます。）することができます。停止指定の期間は当社の裁量により決定することができますが、また、当社は、一旦行った停止指定をいつでも取り消すことができます。但し、上記の本新株予約権を行使すべき旨の指定を受けてメリルリンチ日本証券がコミットしている本新株予約権の行使を妨げることとなるような停止指定を行うことはできません。

【本新株予約権の取得に係る請求】

メリルリンチ日本証券は、平成 26 年 12 月 26 日から平成 28 年 11 月 15 日の間のいずれかの取引日における当社普通株式の終値が本新株予約権の下限行使価額を下回った場合に当該取引日の翌取引日に当社に対して通知することにより、又は平成 28 年 11 月 16 日以降平成 28 年 12 月 1 日までに当社に対して通知することにより、本新株予約権の取得を請求することができます。かかる請求がなされた場合、当社は、本新株予約権の発行要項に従い、新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより、原則として 15 取引日以内に本新株予約権を取得します。

【本新株予約権の譲渡】

本新株予約権が譲渡された場合でも、上記のコミットメント条項付き第三者割当て契約に基づいて、当社が割当て先に対して本新株予約権の行使指定、停止指定及びその取消しを行う権利、並びに割当て先が当社に対して本新株予約権の取得を請求する権利は、譲受人に引き継がれます。

（2）資金調達方法の選択理由

上記の資金調達方法は、当社が新株予約権の行使の数量及び時期を相当程度コントロールすることができるという特徴をもっています。すなわち、当社に資金需要が発生し、本新株予約権の行使を希望する場合には、一定の期間内に行使すべき本新株予約権の数を指定することができ、一方で、株価動向等を勘案して当社が本新株予約権の行使を希望しない場合には、本新株予約権を行使することができない期間を指定することもできる手法（エクイティ・コミットメントライン）です。そのため、資金需要に応じた柔軟な資金調達が可能になるとともに、株価に対する一時的な影響が小さいものと考えられます。

当社は、今回の資金調達に際し、多様な資金調達手段を検討し、以下のような点を総合的に勘案した結果、本スキームによる資金調達は、資金調達額や時期をある程度コントロールすることができ、一時に大幅な株式価値の希薄化が生じることを抑制することが可能であり、既存株主の利益に配慮しながら当社の資金ニーズに対応しうる、現時点における最良の選択であると判断しました。

【本スキームの特徴】

- ① 当社の資金需要や株価動向を総合的に判断したうえで、柔軟な資金調達が可能であること。
- ② 本新株予約権の目的である当社普通株式数は 1,500,000 株で一定であるため、株価動向によらず、最大増加株式数は限定されていること(平成 26 年 9 月 30 日現在の総議決権数に対する最大希薄化率は、16.7%)。
- ③ 当社普通株式の終値が下限行使価額の 120%に相当する金額を下回る場合、割当予定先に対して本新株予約権の行使を指定することはできず、また、当社普通株式の終値が下限行使価額を下回る場合、割当予定先が本新株予約権の取得を請求する権利を有することになるというデメリットはあるが、本新株予約権の行使価額には上限が設定されていないため、株価上昇時には調達金額が増大するというメリットを当社が享受できること。
- ④ 当社の判断により、本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことで、本新株予約権の全部又は一部を取得することができること。
- ⑤ メリルリンチ日本証券は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、かかる当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結する予定はないこと。
- ⑥ メリルリンチ日本証券に本スキームと同様のスキームに関して十分な実績があると認められること。

【本スキームのデメリット】

- ① 市場環境に応じて、行使完了までには一定の期間が必要となること。
- ② 株価が下落した場合、実際の調達額が当初の予定額を下回る可能性があること。
- ③ 株価が下限行使価額を下回って推移した場合、調達ができない可能性があること。

【他の資金調達方法との比較】

- ① 公募増資による新株の発行は、資金調達が一時に可能となりますが、同時に 1 株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること。
- ② 株価に連動して転換価額が修正される転換社債型新株予約権付社債(いわゆる「MSCB」)の発行条件及び行使条件等は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了まで転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること。
- ③ 他の行使価額修正型の新株予約権については、行使の制限や制限の解除のみが可能なスキームがありますが、本スキームでは、これらに加えて、一定期間内に行使すべき新株予約権の数を指定することも可能であり、より機動的な資金調達を図りやすいと考えられること。また、行使価額が修正されない新株予約権については、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となること。
- ④ 第三者割当による新株の発行は、資金調達が一時に可能となりますが、同時に 1 株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること、及び現時点では新株の適当な割当先が存在しないこと。
- ⑤ 借入れによる資金調達は、調達金額が負債となるため、財務健全性の低下が見込まれること。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額(差引手取概算額)

・本新株予約権に係る調達資金	1,834,950,000 円
本新株予約権の払込金額の総額	12,450,000 円
本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1,822,500,000 円
・発行諸費用(弁護士費用、価額算定費用、信託銀行費用等)	14,000,000 円
・差引手取概算額	1,820,950,000 円

(注) 上記差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額ですべての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。なお、本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、上記金額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少します。

(2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定期間
① M&A及び資本・業務提携に関わる費用	1,220	平成27年6月 ～平成29年6月
② 研究開発費及び知的財産権の取得に関わる費用	350	平成27年4月 ～平成29年3月
③ 人員及び体制強化・人材育成に関わる費用	150	平成27年4月 ～平成29年3月
④ その他、環境整備及びPR活動に関わる費用	100	平成27年1月 ～平成29年3月

(注) 差引手取概算額については、上記のとおり支出する予定であり、支出時期までの資金管理については、当社の銀行預金等での安定的な金融資産で運用保管する予定であります。

当社は、ネットワーク、データベース及びOSの高速起動に関する組込みソフトウェア開発に関する事業（組込みソフトウェア事業）、並びにIoTを実現するクラウドプラットフォームサービス及びこれに関連する事業（サービス事業）を行っており、販売注力セグメントを、組込みソフトウェア事業は「車載情報機器分野」と「スマートホーム/スマートエネルギー分野を主としたIoT関連分野」の2分野に、サービス事業は主に「スマートホーム/スマートエネルギー分野を主としたIoT関連分野」、として活動しております。今回の資金調達の目的は、主に、組込みソフトウェア事業の「車載情報機器分野」における事業拡大と、組込みソフトウェア事業及びサービス事業の「スマートホーム/スマートエネルギー分野を主としたIoT関連分野」における事業拡大にあります。

この2つの事業拡大を実現するため、下記①～④に本手取金を充当していく考えであります。

① M&A及び資本・業務提携に関わる費用

M&A及び資本・業務提携により事業展開を図っていくことは、開発規模・開発力の強化、受注体制の強化、新技術の取り込み、販売先の拡大などによる競争力の強化、及び新規事業の立ち上げ等、当社の企業価値の向上に資するものと考えております。

特に、次世代車載情報機器向け組込みソフトウェアや、IoTを実現するクラウドプラットフォームシステムを開発できるソフトウェアエンジニアは、市場拡大に伴い人材需要が高まっており、通常の人材採用では、機動的な開発規模・開発力の強化が実現できない可能性があるため、M&A及び資本・業務提携による強化が重要であると考えております。

具体的には、下記(ア)から(エ)のいずれか又は複数、あるいはすべてに係るM&A及び資本・業務提携に充当するケースが考えられます。このM&A及び資本・業務提携に関わる費用として、平成27年6月～平成29年6月に、1,220百万円を充当する予定です。

「車載情報機器分野」に関しては(ア)に関するM&Aないし資本・業務提携が、「スマートホーム/スマートエネルギー分野を主としたIoT関連分野」に関しては(イ)及び(ウ)に関するM&Aないし資本・業務提携が想定されます。もっとも、たとえば、(ア)の組込みソフトウェアは「スマートホーム/スマートエネルギー分野を主としたIoT関連分野」にも関係するなど、多様な組み合わせがあり得るため、様々な可能性を視野に入れております。

- (ア) 組込みソフトウェア開発
- (イ) クラウドプラットフォームサービス
- (ウ) スマートエネルギー関連ソリューション
- (エ) その他、新事業分野

当社は、これまでの潜在的なM&A及び資本・業務提携の検討過程の中で、実際に交渉が開始されてから資金調達を検討した場合に、資金調達の可否が不透明な状況で交渉せざるを得ない結果、貴重な提携先を喪失する結果となり、あるいは、条件面の交渉において交渉力を欠く可能性があることを認識しております。そのため、資金調達を先行させることが必須であると判断いたしました。

なお、本新株予約権の発行後の市場動向によっては、本新株予約権の行使が進まず、上記の時期及び金額での資金調達ができない場合や、M&A及び資本・業務提携が急遽実現することとなっ

た場合は、自己資金の他、本件による調達資金を返済原資とする銀行借入等の資金調達手段を利用いたしますので、M&A 及び資本・業務提携の遂行には支障がないと判断しております。この場合の自己資金、銀行借入等の手段は一時的なものであり、本新株予約権の行使による資金調達後は、利用した自己資金、銀行借入等の返済に充当いたします。また、本新株予約権の行使が行われない場合、調達資金が減少いたしますが、仮に調達する資金が減少した場合、又は権利行使期間に新株予約権が全く行使されない場合においても、直ちに当社の財務基盤に影響を与えるものではありません。

また、上記（ア）から（エ）の優先順位を含め、現時点で具体的な案件はございません。したがって、上記支出予定時期については、当面の見込みを記載しております。上記支出予定時期までに当社が満足する条件の案件が現れない場合には、一部を②に充当することもあります。原則として、引き続き新たな案件の探索、検討を行い、上記支出予定時期以降においても、M&A 及び資本・業務提携に関わる費用に充当する考えでおります。その場合には、適時適切に開示いたします。

② 研究開発費及び知的財産権の取得に関わる費用

当社の事業モデルは、競争力を持った独自製品を開発し、組込みソフトウェア事業については顧客から当社製品を搭載した顧客製品の出荷数に応じた使用許諾料を、サービス事業についてはクラウドシステムの使用料を受け取ることを、利益の源泉とすることを志向しております。

そのため、「車載情報機器分野」については、

- (a) 通信及び高速起動等の次世代車載情報機器向け組込みソフトウェア、
- 並びに、「スマートホーム/スマートエネルギー分野を主とした IoT 関連分野」については
- (b) 通信やセンサー関連等の組込みソフトウェア、
- (c) ホーム・エネルギー・マネージメント・システム (HEMS) 向けのハードウェア製品を含めた各種ソリューション、及び
- (d) IoT を実現するクラウドサービス、に関連する先端技術の研究に関する技術動向を把握しつつ、新製品、新事業・新ソリューションにつながる可能性のある開発テーマについては、市場性も十分加味し検討した上で、他社に先駆けて市場展開を行うべく、機動的かつ迅速に、研究開発を実施したいと考えております。

なお、研究開発とは、先端技術に対する技術調査や、製品化検討用の試作品・プロトタイプの開発を予定しております。

また、上記のように (a)～(d) に関する研究開発を行う一方で、既に他社製のソフトウェア製品、クラウドサービス、ハードウェア製品が存在し、当社の事業展開上、重要な位置づけをもつものである場合には、緊急性、収益・コスト等を勘案し、当該製品等を当社で新たに開発する場合と比較し、当社にメリットがあると判断する場合には、他社製品・サービスの知的財産権の譲渡を受けることや再許諾権を受けることも、調達資金の収益貢献の早期実現のためには有効な方法と考えております。

この研究開発費及び知的財産権の取得に関わる費用として、平成 27 年 4 月～平成 29 年 3 月に、350 百万円を充当する予定です。

③ 人員及び体制強化・人材育成に関わる費用

「車載情報機器分野」、「スマートホーム/スマートエネルギー分野を主とした IoT 関連分野」という新しい市場に機動的にかつ効果的に製品を投入するにあたり必要となる、開発規模・開発力の強化のための組込みソフトウェアエンジニア、サーバーエンジニア及び市場への販売戦略立案のためのマーケティング要員等の採用を行うことを考えております。

M&A 及び資本・業務提携の実現により必要な人員を確保できる可能性がありますが、一方、求める M&A 及び資本・業務提携が円滑に実現しない可能性もあるため、M&A 及び資本・業務提携と同時並行で通常の採用手続きを実施する必要があると考えております。

また、先端技術情報を吸収、会得し、新製品開発に生かすべく各種セミナーの参加や、技術研修、業務上有用な資格取得による開発力の向上、また、マネジメント教育等による組織力向上を目指した施策を行うことを考えております。

この人員及び体制強化・人材育成に関わる費用として、平成 27 年 4 月～平成 29 年 3 月に、150 百万円を充当する予定です。

④ その他、環境整備及びPR活動に関わる費用

事業所の移転、ソフトウェアエンジニアの生産性向上のための各種開発業務に適した作業環境の整備及び機材の準備、効率的な業務運営のための社内システム化の拡充、並びに、より効果的な販売促進活動のためのホームページの充実化、露出頻度の向上のための施策及び各種展示会への出展等に関する施策を行うことを考えております。なお、事業所の移転につきましては、本お知らせと同日に開示をしております。

その他、環境整備及びPR活動に関わる費用として、平成27年1月～平成29年3月に、100百万円を充当する予定です。

資金用途の具体的な内容については、以上のとおり予定しております。

なお、新株予約権の行使状況により、支出の予定時期や内容の見直しを図ってまいります。

また、資金使途及びその内訳に変更が生じた場合には、適時適切に開示いたします。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

上記2「資金調達目的」に記載のとおり、今後の当社収益の向上に寄与するものであり、かかる資金使途は中長期的な当社の企業価値向上に資する合理的なものであると考えております。

6. 発行条件等の合理性

(1) 発行条件が合理的であると判断した根拠

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先であるメリルリンチ日本証券との間で締結する予定のコミットメント条項付き第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関である株式会社ブルータス・コンサルティングに依頼しました。当該機関は、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価（発行決議日の前日終値：1,215円）、株価変動性（93.02%）、配当利回り（0%）、期間（2年）、無リスク利子率（0.003%）、当社株式の流動性、当社の想定行動（割当予定先に対して、20取引日に一度1,200個ずつ行使要請を行うこと、割当予定先から取得請求があった場合には、それに応じること、それ以外には取得条項は発動しないこと、行使停止条項は行使しないこと）及び割当予定先の想定行動（行使要請に応じて1日当たり60個ずつ権利行使・売却を行うこと、株価が当初行使価額の50%を下回った場合には、取得請求を当社に行うこと）を仮定し評価を実施しました結果、本新株予約権1個の評価額を830円としました。当社は、これを参考として、本新株予約権1個の払込金額を金830円としました。

また、本新株予約権の当初行使価額は、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日（平成26年12月5日）の当社普通株式の普通取引の終値に相当する金額としており、その後の行使価額も、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額に修正されるものの、その価額は下限行使価額である851円を下回ることはありません。そのため、本新株予約権の行使価額は、下記11.（4）②及び③記載の最近6ヶ月間及び発行決議日直前取引日の当社株価と比べて過度に低い水準となることはなく、かかる行使価額に照らしても、本新株予約権の払込金額は適正な価額であると考えております。

当社監査役全員も、株式会社ブルータス・コンサルティングは当社と顧問契約関係になく、当社経営陣から一定程度独立していると認められること、株式会社ブルータス・コンサルティングは割当予定先から独立した立場で評価を行っていること、株式会社ブルータス・コンサルティングによる本新株予約権の価格の評価については、その算定過程及び前提条件等に関して株式会社ブルータス・コンサルティングから説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できることに加え、本新株予約権の払込金額は株式会社ブルータス・コンサルティングによって算出された評価額と同額としていることから、割当予定先に特に有利でなく、適法であると判断しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回の資金調達により、平成26年9月30日現在の総議決権数89,639個に対して最大16.7%の希薄化が生じます。しかしながら、当該資金調達により、上記2のとおり、今後収益の向上を図り、企

業価値の増大を目指していくこととしており、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると当社は判断しました。

なお、①新株予約権の目的である当社普通株式数の合計 1,500,000 株に対し、当社株式の過去 6 ヶ月間における 1 日当たり平均出来高は 106,440 株であり、一定の流動性を有していること、②本新株予約権は当社の資金需要に応じて行使をコントロール可能であり、かつ③当社の判断により新株予約権を取得することも可能であることから、本新株予約権の発行は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模も合理的であると判断しました。

7. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1) 名 称	メリルリンチ日本証券株式会社			
(2) 所 在 地	東京都中央区日本橋1-4-1 日本橋一丁目三井ビルディング			
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 ティモシー・ラティモア			
(4) 事 業 内 容	金融商品取引業			
(5) 資 本 金	119,440百万円			
(6) 設 立 年 月 日	平成10年2月26日			
(7) 発 行 済 株 式 数	2,388,801株			
(8) 決 算 期	3月31日			
(9) 従 業 員 数	810名			
(10) 主 要 取 引 先	機関投資家、政府機関、内外の事業法人・金融法人			
(11) 主 要 取 引 銀 行	三井住友銀行、三菱東京UFJ銀行、みずほ銀行、 バンク・オブ・アメリカ・エヌ・エイ東京支店			
(12) 大株主及び持株比率	メリルリンチ・インターナショナル・インコーポレーテッド 100%			
(13) 当事会社間の関係				
資 本 関 係	該当事項はありません。			
人 的 関 係	該当事項はありません。			
取 引 関 係	該当事項はありません。			
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。			
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態 (単位:百万円)				
	決算期	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
営 業 収 益		52,640	52,584	71,942
営 業 利 益		△12,719	△1,436	14,148
経 常 利 益		△7,399	11,230	14,163
当 期 純 利 益		5,054	44,815	7,263
純 資 産		143,990	166,805	174,068
総 資 産		3,289,717	4,115,571	4,646,874
1株当たり当期純利益(円)		2,116	18,760	3,040
1株当たり配当金(円)		-	9,209	-
1株当たり純資産(円)		60,277	69,828	72,868

(注) メリルリンチ日本証券は、東京証券取引所の取引参加者であるため、東京証券取引所に対しては反社会的勢力に該当しないことに関する確認書の提出はしていません。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社としては様々な資金調達先を検討して参りましたが、メリルリンチ日本証券より提案を受けた本スキームによる資金調達方法が、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ、株価動向及び資金需要動向に応じた機動的な新株発行による資金調達を達成したいという当社のファイナンスニーズに最も合致していると判断しました。

当社は、メリルリンチ日本証券以外に他の国内外の金融機関からも公募増資の提案を受けましたが、公募増資は現在の当社株式の価値からすると当社が必要とする規模の資金を調達するためには短期間において大幅な希薄化が起これ、当社のニーズに合致するものではありませんでした。

また、当社は、メリルリンチ日本証券以外に他の国内外の金融機関からも本スキームに類似した資金調達方法の提案を受けました。その中で、メリルリンチ日本証券から提案を受け、本新株予約権の行使により取得する当社株式の売却方法として、メリルリンチ日本証券が有する機関投資家販売網やトレーディング機能等を活用して、株価に対する影響に配慮しつつ執行することを想定していること

や、「1. 募集の概要」及び「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (2) 資金調達方法の選択理由【本スキームの特徴】」に記載した商品性やメリルリンチ日本証券の過去の実績等を総合的に勘案して、メリルリンチ日本証券を割当予定先として選定いたしました。

(注) 本新株予約権に係る割当ては、日本証券業協会会員であるメリルリンチ日本証券により買い受けられるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」(自主規制規則)の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置

本新株予約権について、当社とメリルリンチ日本証券との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。また、コミットメント条項付き第三者割当て契約書において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められています。

メリルリンチ日本証券は、本新株予約権の行使により取得する当社株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、取得した当社株式については速やかに売却する予定である旨聞いております。

また、当社は、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項及び同施行規則第 436 条第 1 項から第 5 項までの定めに基づき、メリルリンチ日本証券と締結するコミットメント条項付き第三者割当て契約書において、原則として、単一暦月中に MSCB 等の買受人の行使により取得される株式数が、MSCB 等の払込日時点における上場株式数の 10%を超える場合には、当該 10%を超える部分に係る転換又は行使を制限するよう措置(メリルリンチ日本証券が本新株予約権を第三者に売却する場合及びその後本新株予約権がさらに転売された場合であっても、当社が、転売先となる者との間で、当該 10%を超える部分に係る転換又は行使を制限する内容を約する旨定めることを含みます。)を講じる予定です。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先からは、本新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金は確保されている旨を口頭で報告を受けており、割当予定先の平成 26 年 3 月期の事業概要に含まれる貸借対照表から、当社としてかかる払込み及び行使に支障はないと判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

当社並びに当社の役員、役員関係者及び大株主は、本新株予約権の割当予定先であるメリルリンチ日本証券との間において、本新株予約権の行使により取得する当社株式に係る株券貸借契約を締結する予定はありません。

8. 募集後の大株主及び持株比率

募集前(平成26年9月30日現在)		
氏名	持株数	持株比率
末松 亜斗夢	408,000株	4.55%
鈴木 仁志	312,000株	3.48%
INTERTRUST TRUSTEES(CAYMAN) LIMITED AS TRUSTEE OF UBIQUITOUS FUND-CLASS D (常任代理人 立花証券株式会社)	241,000株	2.69%
株式会社村田製作所	202,000株	2.25%
ユビキタス従業員持株会	118,500株	1.32%
日本証券金融株式会社	103,300株	1.15%
五味 大輔	90,000株	1.00%
株式会社SBI証券	88,700株	0.99%
大和証券株式会社	82,600株	0.92%
マネックス証券株式会社	72,127株	0.80%

(注) 1. 本新株予約権の募集分については長期保有を約していないため、本新株予約権の募集に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持株比率」を表示していません。
2. 自己株式の保有はございません。

9. 今後の見通し

今回の資金調達による平成 27 年 3 月期当社業績に与える影響は、軽微であります。

10. 企業行動規範上の手続き

本新株予約権の発行規模は、「6. 発行条件等の合理性（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載のとおりであり、平成 26 年 9 月 30 日現在の総議決権数に対して最大 16.7%の希薄化が生じます。このため、①希薄化率が 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものでないこと（本新株予約権全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める経営者から一定程度独立した者からの当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手並びに株主の意思確認手続きは要しません。

11. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近 3 年間の業績

(単位：百万円)

	平成 24 年 3 月期	平成 25 年 3 月期	平成 26 年 3 月期
売上高	915	892	764
営業利益	63	△52	△441
経常利益	64	△43	△439
当期純利益	△18	△97	△549
1 株当たり当期純利益 (円)	△2.17	△11.34	△61.81
1 株当たり配当金 (円)	-	-	-
1 株当たり純資産 (円)	249.91	245.21	187.76

(注) 1 株当たり当期純利益、1 株当たり配当金及び 1 株当たり純資産については、平成 25 年 10 月 1 日付で当社普通株式 1 株につき 100 株の割合をもって株式分割が行われたことをふまえ、各事業年度の期首に同株式分割が行われたものと仮定し当該数値を算出しております。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (平成 26 年 11 月 30 日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	8,982,100 株	100%
現時点の転換価額 (行使価額) における潜在株式数	131,200 株	1.46%
下限値の転換価額 (行使価額) における潜在株式数	131,200 株	1.46%
上限値の転換価額 (行使価額) における潜在株式数	-	-

(3) 今回のエクイティ・ファイナンス後における発行済株式数及び潜在株式数の状況

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	8,982,100 株	100%
現時点の転換価額 (行使価額) における潜在株式数	1,631,200 株	18.16%
下限値の転換価額 (行使価額) における潜在株式数	1,631,200 株	18.16%
上限値の転換価額 (行使価額) における潜在株式数	上限行使価額はありません。	上限行使価額はありません。

(4) 最近の株価の状況

① 最近 3 年間の状況

	平成 24 年 3 月期	平成 25 年 3 月期	平成 26 年 3 月期
始値	1,666 円	730 円	1,606 円
高値	2,144 円	1,885 円	3,940 円

安 値	631 円	383 円	866 円
終 値	730 円	1,606 円	1,047 円

- (注) 1. 各株価は、東京証券取引所 JASDAQ 市場におけるものであります。
2. 最近3年間の株価については、平成25年10月1日付で当社普通株式1株につき100株の割合をもって株式分割が行われたことをふまえ、各事業年度の期首に同株式分割が行われたものと仮定し小数点第1位を四捨五入して当該数値を算出しております。

② 最近6か月間の状況

	7月	8月	9月	10月	11月	12月
始 値	1,530 円	1,325 円	1,438 円	1,427 円	1,355 円	1,298 円
高 値	1,569 円	1,588 円	1,690 円	1,432 円	1,386 円	1,319 円
安 値	1,310 円	1,124 円	1,361 円	1,151 円	1,230 円	1,211 円
終 値	1,355 円	1,413 円	1,432 円	1,265 円	1,300 円	1,215 円

- (注) 1. 各株価は、東京証券取引所 JASDAQ 市場におけるものであります。
2. 平成26年12月の株価については、平成26年12月5日現在で表示しております。

③ 発行決議日直前取引日における株価

	平成26年12月5日
始 値	1,215 円
高 値	1,229 円
安 値	1,211 円
終 値	1,215 円

- (注) 各株価は、東京証券取引所 JASDAQ 市場におけるものであります。

(5) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当ての方法による自己株式処分

払 込 期 日	平成24年12月28日
調達資金の額	103,424,000 円
処 分 価 額	1株につき512円
募集時における発行済株式数	8,723,900 株
当該募集による処分株式数	202,000 株
募集後における発行済株式総数	8,723,900 株
割 当 先	株式会社村田製作所
発行時における当初の資金使途	無線関連のソフトウェアの研究開発・商品開発費用及び、開発に伴うエンジニアの人件費
発行時における支出予定時期	平成27年3月末日まで
現時点における充 当 状 況	全額充当済み

- (注) 平成25年10月1日付で当社普通株式1株につき100株の割合をもって株式分割が行われたことをふまえ、平成25年3月期初より同株式分割が行われたものと仮定し、株式数及び処分価額を算出しております。

以 上

(別紙)

株式会社ユビキタス第 11 回新株予約権 (第三者割当て) 発 行 要 項

1. 本新株予約権の名称
株式会社ユビキタス第 11 回新株予約権 (第三者割当て) (以下「本新株予約権」という。)
2. 申 込 期 間
平成 26 年 12 月 24 日
3. 割 当 日
平成 26 年 12 月 25 日
4. 払 込 期 日
平成 26 年 12 月 25 日
5. 募 集 の 方 法
第三者割当ての方法により、すべての本新株予約権をメリルリンチ日本証券株式会社に割当てる。
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 1,500,000 株とする (本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数 (以下「割当株式数」という。)) は 100 株とする。)。但し、下記第 (2) 号乃至第 (4) 号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が第 11 項の規定に従って行使価額 (以下に定義する。) の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
 - (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 11 項第 (2) 号、第 (5) 号及び第 (6) 号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第 11 項第 (2) 号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数
15,000 個
8. 各本新株予約権の払込金額
金 830 円 (本新株予約権の目的である株式 1 株当たり 8.3 円)
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
 - (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額 (以下「行使価額」という。) は、当初 1,215 円とする。
10. 行使価額の修正
第 16 項第 (3) 号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日 (以下「修正日」という。) の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値 (同日に終値がない場合には、その直前の終値) の 90% に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額 (以下「修正日価額」という。) が、当該修正日の直前に有効な行使価額を 1 円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が 851 円 (以下「下限行使価額」といい、第 11 項の規定を準用して調整される。) を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。

本新株予約権のいずれかの行使にあたって上記修正が行われる場合には、当社は、かかる行使の際に、当該本新株予約権者に対し、修正後の行使価額を通知する。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行} \cdot \times \text{1株当たりの} \text{処分株式数} \text{払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行} \cdot \text{処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \text{当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4)① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
12. 本新株予約権を行使することができる期間
平成26年12月26日から平成28年12月26日までとする。
13. その他の本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできない。
14. 本新株予約権の取得
- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり830円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
- (2) 当社は、当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で承認決議した場合は、会社法第273条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり830円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
16. 本新株予約権の行使請求の方法
- (1) 本新株予約権を行使する場合、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第19項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 19 項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
17. 新株予約権証券の不発行
当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。
18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由
本発行要項及び割当先との間で締結する予定の第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を金 830 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 9 項記載のとおりとし、行使価額は当初、平成 26 年 12 月 5 日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に相当する金額とした。
19. 行使請求受付場所
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
20. 払込取扱場所
株式会社三井住友銀行 新宿西口支店
21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等
本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。
22. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号
23. その他
(1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
(2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
(3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上